

～SEAGULLSバスケットボールクラブ 会則～

《第1章 総則》

第1条（名称）

本スクールは、「SEAGULLSバスケットボールクラブ」（以下、本クラブという）と称する。

第2条（目的）

本クラブは、バスケットボールを通じてバスケットボールの普及および技術水準の向上を図ることにより、会員の心身の健全な育成とスポーツへの正しい理解を深め、地域社会の豊かなスポーツ文化の振興に寄与することを目的とする。

第3条（運営）

本クラブは代表者が適切に管理運営する。

《第2章 会員の資格、入会・退会など》

第4条（会員の資格）

本クラブの会員は、以下のことを満たした者でなければならない。

1. 本クラブの目的に賛同し、会則を遵守できる者。
2. 心身ともにバスケットボールをおこなうことに適した者。
3. 特別な理由がない限り、積極的に練習に参加する意思のある者。

第5条（法定代理人の同意）

本クラブの会員になろうとする者は、親権者もしくは法定代理人による本クラブ会則の承認、および入会の同意を得なければならない。

第6条（入会）

本クラブへの入会を希望する者は、所定の手続きをおこない、本クラブの承認を得なければならない。

1. 本クラブの会員となることを希望する者は、所定の入会申込書に必要な事項を記載し、本クラブの代表者、または担当指導者に提出するものとする。
2. 前項の入会申込書の提出に際しては、所定の入会金を持参するものとする。
3. 本クラブの会員となることを希望する者は、代表者、または担当指導者が入会申込書を審査し、その入会を承認したときに会員となるものとする。
4. 本クラブは入会を承認しなかった場合および18条2項に定める場合を除き、理由の如何を問わず、入会金は返還しない。

第7条（会員資格の有効な期間、および地位）

1. 本クラブにおける会員資格の有効な期間は、毎年4月1日、もしくは入会日から、翌年3月31日までとする。
2. 退会の申し出がない場合、会員の資格は自動更新される。
3. 会員は、その会員たる地位を他人に譲渡することはできない。

第8条（体験）

1. 入会を希望する者は、入会前に2回まで練習への体験参加をすることができる。
2. 体験における怪我や事故については、本クラブは一切の責任を負わないこととする。

第9条（休会）

会員個人の都合により長期の休みが必要な場合、担当指導者に承認を得ることにより、本クラブを休会することができる。

1. 休会期間中は、会費が発生しない。

2. 休会期間を延長しなければならない場合、担当指導者にその旨を伝えなければならない。

第10条（退会）

1. 会員は、代表者に退会届を提出することにより、本クラブを退会することができる。退会届は原則書面で提出するものとする。
2. 退会は、代表者に退会届が到達した日を起算に、その月の末日をもって会員資格を失うものとする。
3. 会費の滞納がある場合は、退会までに滞納額を納めなければならない。
4. 退会日より将来の会費が支払われている場合、過徴収分の会費は返金する。
5. 月の途中で退会届を提出した場合でも、会費を日割または実施回数で割っての返金はおこなわない。

第11条（除名等）

代表者は、会員が次の各号の一つにでも該当するときは、会員資格を一時停止し、または除名することができる。

1. 会員が会費等の支払いを滞納し、クラブが催告したにもかかわらず納入しない場合。
2. 本クラブの運営を故意に妨害した場合。
3. 本会則または本クラブの定める規則に違反した場合。
4. 本クラブの名誉または信用を傷つけた場合。
5. 第4条に定める会員資格を欠いていることが判明した場合。
6. 本クラブが会員として不相当と判断した場合。

《第3章 指導および会費の支払いなど》

第12条（指導）

会員は原則として、週に1回、所属する指導日・指導時間に限り、担当指導者から指導を受けることができる。

第13条（入会金、年会費と月謝）

1. 入会金は7,000円とし、各個人のクラブTシャツ、リバーシブル(上)に充てる。
ただし、ミニについては入会金を徴収しないものとする。
2. 特例として、中学3年時の3月入会の場合は入会金が発生しない。月謝のみの徴収とする。
3. 月謝は4,000円とし、クラブの運営費、指導料などに充てる。
4. 年会費は年度毎に1,200円、スポーツ保険代、備品代として徴収する。

第14条（入会金と月謝の支払い）

1. 入会金、年会費および月謝は、入会手続きの際に現金で支払うものとする。
2. 会員は原則として、本クラブの定める月謝を、月の最初の練習日に支払うものとする。単月分のみならず、当月以降の複数月分を支払うことも可能とする。
3. 本クラブに納入された入会金、月謝等は、会員にどのような事情が生じた場合でも返還しない。ただし、休会や退会等、特別な事情がある場合は除く。
4. 退会手続きを完了していない場合、月謝の支払いをしなければならない。
5. 本クラブは、一切の通知なく3ヶ月を超えて会費を滞納した場合、支払い責任者に対して催促をすることとする。

《第4章 その他》

第15条（会場までの送迎）

会員の会場までの送迎は、親権者その他の保護者に義務があるものとする。送迎中の事故に関しては、本クラブの加入する保険の範囲内で保障をするが、その他の事項に関して本クラブは一切の責任を負わない。

第16条（欠席連絡）

原則、当日の練習に参加できない場合、担当指導者に連絡をすることとする。

第17条（クラブの廃止）

本クラブは、3ヶ月前に予告することにより、本クラブを廃止することができる。

第18条（クラブ廃止の効果）

1. 本クラブが本クラブを廃止したときは、会員は、その会員たる地位を失う。
2. 前項の場合、納入済の入会金は、入会して1年以内の会員に限り、月割で計算し、無利息にて返還する。
3. 会員は、本クラブを廃止した場合といえども、本クラブに対し、前項の返還を除き、補償その他の請求、異議申立てをすることができない。

第19条（個人情報の取り扱いについて）

1. 本クラブでは、会員及び保護者の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、メールアドレス等の会員に関する情報(以下、これらを総称して「個人情報」とする)の保護に、必要かつ適切な措置をする。
2. 取得した個人情報は、本クラブ担当者が、厳重に管理・保護し、業務上必要な作業を行う場合以外、原則として収集した、個人情報を第三者に提供することはなく、スクール運営、またスクール生管理の為に適切に利用することとする。
3. 取得した個人情報は、本クラブの業務終了に伴い、本クラブの責任のもとで適切に破棄・消去する。

第20条（個人情報の利用目的）

個人情報の利用目的は下記の通りとし、かかる目的についてのみ使用し、その他の目的には一切使用しない。

1. 本クラブの運営・管理
2. 本クラブのサービス等に関するお知らせを会員宛にメール、郵送等の送付すること

第21条（個人情報の第三者提供）

本クラブでは、ご提供頂いた個人情報を、以下の場合を除き、本人の承諾なしに第三者(業務委託先を除く)に開示しない。

1. 保護者への通知など一切の連絡
2. 大会、関連する協会・団体への申し込み業務に関わる一切の情報提供
3. 旅行会社(スポーツキャンプ等)、教材準備業者への相談、申し込みに必要な情報提供
4. その他、司法機関や行政機関から法的業務を伴う個人情報の開示要請を受けた場合

なお、本人の意思により、第三者へ個人情報を提供した場合、当方は一切の責任を負わないものとする。個人を識別できる情報以外により、期せずして本人が特定できてしまった場合は、個人情報の第三者への提供にはあたらないものとする。

第22条（肖像権の取り扱いについて）

1. 本クラブでは、活動風景の写真及び動画等の自己の肖像等を撮影することがある。
2. 本クラブへ無償にて当該肖像等を撮影した写真及び動画を、本クラブのウェブサイトやプロモーション利用することが出来るものとする。

附則

2005年6月 制定

2011年4月 一部改訂

2012年4月 一部改訂

2013年4月 一部改訂

2014年4月 一部改訂

2016年4月 一部改訂

【お問い合わせ・お申し込み】

SEAGULLSバスケットボールクラブ

代表：白澤 卓（しらさわ たかし）

住所：〒259-1126 伊勢原市沼目2-21-7

TEL：0463-26-6745

FAX：0463-95-9168

Mail: info@seagulls-bb.com

URL : <http://www.seagulls-bb.com>